

令和6会計年度における協議会等開催計画（上半期分）

（中央協議会等）

番号	種別	開催時期	会期	開催方法	協議事項	協議員等	所管局課	総人員
1	調停委員協議会	5月	1日	リモート（ウェブ会議）	調停制度の在り方に関し考慮すべき事項	民事調停委員、家事調停委員	民事局 家庭局	約100人
2	人事関係等事務打合せ（高裁事務局次長）	5月	1日	リモート（ウェブ会議）	人事行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	人事局	
3	首席家庭裁判所調査官事務打合せ	5月	1日	参集（※）	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家庭裁判所調査官が行う調整事務に関し考慮すべき事項	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家庭裁判所調査官	家庭局	
4	長官、所長会同	6月	2日	参集（※）	当面の司法行政上の諸問題	高裁長官、地裁・家裁所長	総務局	
5	家事関係中央協議会（裁判官等）	7月	1日	リモート（ウェブ会議）	家事事件の運用に関する連絡協議	1 家裁の部総括裁判官又は上席裁判官のいずれか1名 2 家裁の首席書記官、次席書記官又は総括主任書記官のうちいずれか1名	家庭局	
6	経理関係等事務打合せ（高裁事務局次長）	9月	2日	参集（※）	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	経理局	

※ 原則参集とする。ただし、事情の変更により、リモートでの開催となる場合は別途所管局課から指示する。

令和6会計年度における協議会等開催計画（上半期分）

(ブロック協議会等)

番号	種別	開催時期	会期	開催方法	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
1	労働審判員研修会	各地裁で決定（原則として4月～6月）	1日	参集（※）	労働審判事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任労働審判員	各地裁	行政局	各地裁で決定
2	新任民事調停委員研修会	各地裁で決定（原則として4月～7月）	2日	参集（※）	民事調停事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
3	新任家事調停委員研修会	各家裁で決定（原則として4月～7月）	1日～2日	参集（※）	家事調停事件の処理につき必要な基礎知識の習得	新任家事調停委員又はこれに準ずる家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
4	家事関係機関との連絡協議会	各家裁で決定（4月～翌年3月）	1日～2日	適宜の方法（主催庁で選択可）	家事事件の処理に関して連絡調整を要する事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、福祉関係、医療関係、その他協議事項に関連する機関・団体の職員の中から、各家裁の実情等を考慮して選定	各家裁で決定	家庭局	各家裁で決定
5	少年関係機関との連絡協議会	各家裁で決定（4月～翌年3月）	1日～2日	適宜の方法（主催庁で選択可）	少年事件の処理に関して連絡調整を要する事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、保護関係、教育関係及び警察関係、その他協議事項に関連する機関・団体の職員の中から、各家裁の実情等を考慮して選定	各家裁で決定	家庭局	各家裁で決定
6	事務局長協議会	6月～7月	1日	リモート（ウェブ会議）	総務、人事及び経理事務の処理に關し考慮すべき事項	高裁の事務局次長、総務課長、人事課長及び会計課長、地家裁の事務局長	広島・高松・仙台・札幌は2高裁合同で開催し、東京、大阪、名古屋、福岡は高裁単位で開催	人事局 経理局	
7	鑑定委員協議会	開催する地裁で決定（6月～12月）	1日	参集（※）	借地非訟事件の処理に關し考慮すべき事項	東京及び大阪各地裁の鑑定委員	開催する地裁で決定	民事局	開催する地裁で決定
8	簡易裁判所民事実務研究会	各地裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	参集（※）	簡裁の調停制度及び司法委員制度の運用に關し実務上考慮すべき事項	簡裁の裁判官及び書記官、民事調停委員、司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
9	新任民事調停委員ケース研究会	各地裁で決定（6月～翌年3月）	1日	参集（※）	民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得	新任民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
10	民事調停委員研究会	各地裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	参集（※）	民事調停事件の処理につき必要な応用的知識及び技術の習得	民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
11	民事調停委員ケース研究会	各地裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	参集（※）	民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得	民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
12	司法委員研究会	各地裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	参集（※）	司法委員としての職務につき必要な実践的知識及び技能の習得	司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
13	犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための研究会	各高裁で決定（6月～翌年3月）	0.5日	参集（※）	犯罪被害者等基本法19条の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための意見交換等	意見交換等のテーマに応じた外部有識者等並びに高裁、同高裁管内の地裁、家裁の裁判官及び被害者対応をする可能性のある職員（高裁管内の各地家裁から最低限裁判官その他の職員各1人に参加してもらう予定）	各高裁	刑事局 家庭局	各高裁で決定
14	保護観察に関する連絡協議会	各地裁で決定（6月～翌年3月）	0.5日	参集（※）	1 保護観察の実情について 2 その他	刑事案件担当の地裁の裁判官、裁判所書記官及び保護観察所の職員	各地裁	刑事局	各地裁で決定
15	家事調停委員研究会	各家裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	参集（※）	家事調停事件の処理につき必要な専門的知識の習得	家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	開催方法	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
16	家事調停委員ケース研究会	各家裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	参集(※)	家事調停事件の処理につき事例研究の方法による必要な知識の習得	家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
17	家庭裁判所家事実務研究会	各家裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	参集(※)	家事事件の処理に関し考慮すべき事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、家事調停委員、参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
18	参与員研究会	各家裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	参集(※)	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な専門的知識の習得	参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
19	刑事鑑定研究会	各地裁で決定 (7月～翌年3月)	0.5日	参集(※)	刑事事件の鑑定を巡る諸問題	学識経験者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局	各地裁で決定
20	心神喪失者等医療観察法関係研究協議会	各地裁で決定 (7月～翌年3月)	0.5日	参集(※)	医療観察事件の処理上問題となる事項及び実体的な判断の在り方に關して考慮すべき事項	精神保健判定医及び精神保健參與員候補者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局	各地裁で決定
21	法廷通訳基礎研修	各高地裁で決定 (7月～翌年3月)	0.5日	参集(※)	法廷通訳経験のない又は少ない初級レベルの通訳人候補者等を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者となることを希望し、かつ、対象言語の通訳人としての適性を備えていると認められる者又は通訳人候補者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局 民事局 行政局 家庭局	各高地裁で決定
22	法廷通訳セミナー	各高裁で決定 (7月～翌年3月)	1日	リモート(ウェブ会議)	中級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者並びに高裁及び開催地の地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局 民事局 行政局 家庭局	各高裁で決定
23	法廷通訳フォローアップセミナー	各高裁で決定 (7月～翌年3月)	1日	リモート(ウェブ会議)	上級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者並びに東京、大阪各高裁及び東京、大阪各地裁の裁判官及び書記官	東京、大阪各地裁	刑事局 民事局 行政局 家庭局	各高裁で決定
24	人事管理協議会	9月	1日	リモート(ウェブ会議)	人事管理上の諸問題	高裁の事務局次長及び人事課長、地・家裁の事務局次長	各高裁所在地から開催地を複数選定予定(合同開催)	人事局	約130人
25	検察審査会事務局長研究会	9月～11月	0.5日	参集(※)	検察審査会事務局事務について必要な知識の取得及び実務上の諸問題の検討	地裁本庁所在地の検察審査会(複数の検察審査会が設置されている場合には、第一検察審査会)の事務局長	(一部合同開催) 3～4高裁で開催(開催地は未定)	刑事局	
26	労働審判員研究会	各地裁で決定 (原則として9月～12月)	1日	参集(※)	労働審判事件の処理に必要な専門的知識の習得	労働審判員	各地裁	行政局	各地裁で決定
27	知的財産権訴訟研究会	原則として 9月～翌年2月	0.5日	適宜の方法(主催府で選択可)	知的財産権訴訟について考慮すべき実務上の諸問題	知財高裁の裁判官並びに大阪高裁、東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 (注)主催は知財高裁	東京高裁 (知財高裁)	行政局	約20人
28	知的財産権関係事件担当専門委員実務研究会	原則として 9月～翌年2月	0.5日	適宜の方法(主催府で選択可)	知的財産権関係事件における専門委員の関与の在り方	1 知財高裁の裁判官並びに東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 2 知的財産権関係事件を担当する専門委員(知的財産権関係事件に関与したことがある者及び本研究会への出席を希望する者に限る) (注)主催は知財高裁	東京高裁 (知財高裁)	行政局	知財高裁で決定
29	管財人等協議会	各地裁で決定 (9月～翌年3月)	1日	参集(※)	倒産事件の管財業務等の処理に關し考慮すべき事項	破産事件の破産管財人、民事再生事件の監督委員及び個人再生委員、会社更生事件の管財人等	各地裁	民事局	各地裁で決定

※ 原則参集とする。ただし、事情の変更により、リモートでの開催となる場合は別途所管局課から指示する。